

第6回教育委員会定例会会議録

平成25年6月25日（火）

場所：国立市役所教育委員室

出席委員	委員長	長	佐藤路子
	委員長職務代理者		山口直樹
	委員		嵐山光三郎
	委員		城所久恵
	教育長		是松昭一
出席職員	教育次長		林晴子
	教育総務課長		宮崎宏一
	教育指導支援課長		渡辺秀貴
	指導担当課長		三浦利信
	生涯学習課長		津田智宏
	国体推進担当課長		小林孝司
	給食センター所長		村山幸浩
	公民館長		石田進
	図書館長		森永正
	指導主事		市川晃司

国立市教育委員会

午後2時00分開議

○【佐藤委員長】 皆様、こんにちは。先日、谷保天満宮のあじさいまつりが開催され、その模様がマイテレビのニュースで流れました。アジサイは土壌から吸い上げた養分などにより花びらの色を変えるとされ、咲く環境によって花の色合いを変えることから、七変化の異名があります。アジサイの花を見ながら、人もまた心に何を滋養として吸収したかによって、人生の彩りが大きく変わるのではないかと思いました。

これから、平成25年第6回教育委員会定例会を開催します。

きょうの会議録署名委員を山口委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

○【山口委員】 はい。

○【佐藤委員長】 よろしくをお願いいたします。

それでは審議に入りますが、本日の審議案件のうち、議案第37号、国立市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、行政報告第10号、第19期国立市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱については、いずれも人事案件ですので、秘密会としますがよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、審議に入ります。



○議題(1) 教育長報告

○【佐藤委員長】 では初めに、教育長報告をお受けします。

是松教育長、お願いします。

○【是松教育長】 それでは、5月21日開催の第5回定例教育委員会以降の教育委員会事業について、ご報告申し上げます。

5月21日から23日にかけて、第3中学校の3年生の修学旅行が奈良・京都方面で行われました。

5月22日水曜日に、市教委学校訪問で四小を訪問いたしております。

5月23日木曜日、東京都市町村教育委員連合会の総会が開催され、各市町村から教育委員が多数出席されました。

5月25日土曜日、一小、二小の運動会が、26日日曜日には、八小で運動会が実施されました。

5月28日火曜日に、社会教育委員の会を開催いたしました。

5月29日水曜日、全国都市教育長協議会定期総会が、この日より31日まで、北海道旭川市で開催され、教育長が出席いたしました。

5月31日金曜日、関東甲信越静岡市町村教育委員連合会の総会並びに研修会が茨城県つくば市で開催され、佐藤委員長並びに城所委員が出席されました。

6月1日土曜日に、一中、二中で体育祭が行われました。

6月3日月曜日、この日より20日まで、市議会の第2回定例会が開催されております。

同日、給食センター献立作成会を開催いたしました。

6月4日に、校長会を開催いたしました。

6月7日金曜日には、小学校5年生の稲作体験授業が、農業委員会のご指導、ご協力のもと行われ、5年生が田植えの体験をしたところでございます。

同日、特別支援学級の教科用図書審議会を開催いたしました。

また同日は、市内の幼稚園、保育園、小・中学校の合同生活指導連絡協議会を開催いたしております。

す。

6月8日土曜日に、道徳授業地区公開講座が第六小学校で開催されました。

同日、三中では体育祭がとり行われました。

6月11日火曜日、副校長会並びに公民館運営審議会を開催しております。

同日、東京都の青少年治安対策本部主催の東京子ども応援協議会の総会が開かれておりまして、教育次長初め事務局職員が参加いたしました。

6月12日水曜日には、日光移動教室の第一陣として、三小、四小、五小、七小の6年生が、14日までの2泊3日で、日光方面での野外活動を行いました。教育委員会からは、荒西指導主事が同行しております。

同日、中央図書館の蔵書点検が、14日までの期間で行われました。

6月14日金曜に、給食センター物資納入登録業者選定委員会を開催いたしました。

18日火曜日には、社会教育委員の会を開催いたしております。

6月19日に、市教委学校訪問で七小を訪問いたしました。

同日より22日まで、日光移動教室第二陣、一小、二小、六小、八小の6年生が、日光移動教室へ向かいました。この第二陣には、教育委員会からは、市川指導主事が同行いたしました。

6月22日土曜日に、道徳授業地区公開講座が三小、五小の両校で行われております。

その他について、2点ほどご報告を申し上げます。

まず、都内公立学校における体罰の実態調査の最終報告についてでございますが、東京都教育委員会が実施した都内公立学校における体罰の実態調査について、5月23日に最終報告が出されました。

既に、新聞、マスコミ等で報道されたところでございますが、小学校では、30校31件、中学校では、82校110件の体罰の事例について、体罰の発生した102校について、校名が公表されたところでございます。

また、特に、体罰の程度の著しい事案並びに障害を負わした事案については、その態様についても合わせて講評が行われております。詳しくは、東京都教育委員会ホームページ、報道資料のインデックスで掲載されておりますので、ごらんになることができるようになっております。

もう1点でございますが、平成25年度のインクルーシブ教育システムの構築モデル地域事業、これは文科省所管の事業でございますが、この事業への応募結果についてでございます。

この事業は、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を着実に推進していくために、各学校の設置者及び学校が、障害のある子どもに対して、その状況に応じて提供する合理的配慮の実践例を収集するとともに、交流及び共同学習の実施や域内の教育資源の組み合わせ、スクールクラスターと申しますけれども、教育資源の組み合わせを活用した取り組みの実践研究を行い、その成果を普及させていこうというものでございます。

国立市においては、先ほどの教育資源の組み合わせであるスクールクラスター事業のモデル地区として応募をいたしておりましたが、5月20日に採択の内定が通知されております。具体的な本市での今後の取り組み事業の内容につきましては、次回、第7回定例会で報告をするとともに、関連する予算案の提案をさせていただく予定をしております。

教育長報告は、以上です。

○【佐藤委員長】 教育長報告をいただきました。ご意見、ご感想などございますか。

山口委員。

○【山口委員】 最後に教育長が言われた、特別支援教育のスクールクラスターのモデル事業をやられるということで、今、福祉療育と教育との連携を全体で図っていかうという動きと、まさに軌を一にしたことでとてもいいと思いますので、大変であると思うのですが、ぜひいい成果が上がるように、教育委員会としても応援をしていければいいと思います。

それから、感想と質問なのですが、日光移動教室や修学旅行などをやられて、状況や特別なこと、事故などがなかったかどうか、少しお伺いできればと思います。

感想は、市教委訪問などもさせていただきましたが、先週の土曜日に、五小の道徳授業地区公開講座へ行きました、各教室に保護者の方が大勢いらして、入り切れない教室もありましたが、その後、意見交換会もやられて、道徳についての朝倉先生のお話を聞いて、学校、家庭、地域の連携は、とても重要であるということなど、いくつかのことを思いました。

それから、もう1つ質問ですが、社会教育委員の会の会議が、今、始まったところだと思いますので、スタート状況について、簡単にご報告していただければと思います。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

では、中学校の修学旅行と日光移動教室の状況について、報告をいただきたいと思います。

市川指導主事、お願いします。

○【市川指導主事】 どちらも大きなけがや事故もなく、とてもいい成果を上げたと聞いておりますし、私自身も実感しているところです。

三中の修学旅行につきましては、奈良・京都の歴史、文化遺産に十分親しんだということ、校長が申しておりました。三中の校長、副校長は、今年度赴任したのですが、三中の生徒はマナーがよいとおっしゃっていました。公共交通機関に乗るときや、ホテルでの過ごし方など、とてもマナーがよくてびっくりしたとおっしゃって、たくさんほめてあげたと申しておりました。

日光移動教室については、私は後半のほうに同行させていただきましたが、前半も後半も雨が降ったりやんだり、あいにくの天気でしたが、ほぼすべての学校が、計画どおりに進めることができました。日光の歴史や自然や文化遺産などに十分に触れて、いい経験ができたと思っています。

活動を見ていまして、1つ感じたことは、子どもたちが主体的に活動しているということです。先生にやらされているのではなくて、役割を与えられながら、自分たちで作り上げていくのだというところが見えて、とてもよかったと思っています。

なお、大きなけがはありませんでしたが、発熱と嘔吐により、数名が少し体調を崩しまして、そのうちの1名は保護者の方に引き取られるということがありましたが、そのほかは順調に行われたと感じています。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

では、社会教育委員の会のスタート状況について、津田生涯学習課長、お願いします。

○【津田生涯学習課長】 5月28日に第20期の社会教育委員の会が始まりました。「家庭教育支援の充実について」ということで、5月からの2年間、行ってまいります。5月28日は、初回ということもありましたので、委嘱状の交付、諮問の内容と委員の自己紹介等で終わりました。6月18日の2回目では、今後のスケジュール、それから諮問の理由にも書かさせていただきましたのですが、文部科学省によって設置された家庭教育支援推進に関する検討委員会の報告書の状況説明をいたしました。

まずは、国立市の置かれている現状を把握するためということで、次回以降、進めていきたいと考えております。また、開催日時は、基本的に毎月の第3火曜日の夜7時からということが確認されております。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【山口委員】 はい。

○【佐藤委員長】 修学旅行は、生徒のマナーがとてもよかったといううれしい報告をいただきました。また、日光移動教室も、梅雨空の中で気をもみましたけれども、ほぼ計画どおりに進められたということで、ほっとしました。児童が主体的に活動していたという様子は、とても素晴らしいことだと思います。

後ほどお話をしようと思っていたのですけれども、関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会後の研修会で、ノーベル賞を受賞された江崎玲於奈さんの講演の中で、「自主的、あるいは主体的に学ぶということは、未来への挑戦であって、想像力を養う、とても大事なことだ」というお話を、思い出しました。

ほかにはいかがでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 今月も、さまざまな行事に参加させていただきました。

まず、学校訪問は、四小と七小の2校に行かせていただいたのですが、どちらの学校の校長先生も、それぞれのキャラクターに基づいてリーダーシップを発揮していただいているという感じでありまして、お一人お一人の先生方を大切にして、チームでやっというところが、あらゆる場面で垣間見えて、肌で感じられて、とてもありがたいと思いました。

先生方も、どのようにすれば、子どもたちが主体的に学べて、本当に楽しい授業を受けて帰れるかというところに、とても集中して集約されているといいますか、去年よりもことし、そのことに1年をかけてされてきたという手ごたえなども見せていただきました。先生方の年齢や経験など、成熟度はさまざまかもしれないのですが、子どもたちに向かおうという思いは、すべての先生がお持ちで、その姿を見せていただけて、とてもありがたいと思いました。子どもたちも同じなのですが、私たちも、先生方も一緒に成長していけたらいいと思いました。

学校訪問という形で、先生方や職員の方々と出会うのですが、学校現場や空間をまんべんなく、隅々まで1日をかけて見せていただいて、取り繕ったりするところや、内緒にするところもなく、すべてを見せていただくということで、その場で率直に各校の思いや、悩んでいること、うまくいかないことなどということについて意見交換をするという時間も十分にとれますので、とても貴重な1日の訪問ということであると思います。

それから、道徳授業地区公開講座へも、今月は2校、参加させていただきました。

先ほど、山口委員も五小についておっしゃっていたのですが、その時の講師の方のお話の中で、1つ印象に残っているのですが、自己肯定観ということが、今、いろいろと言われているのですが、お話の中の一説でしたが、「今の子どもたちは、目標は持っているのだけれども、夢や希望をえがけない」とお話をされて、そういうことはよく耳にはしていたのですが、なぜなのかというと、今の子どもたちは余りにも忙し過ぎて、一体自分は何をしたいのだろう、何が好きなのだろうなどということまで考えを言ったり、今の子どもたちの世界には余裕がなくなっているというこ

とお話しされていました。

おそらく、通常の授業の中に、将来のことや進路のことは、たくさん入り込んでいるのですけれども、本人がじっくりとゆっくりと、本当にどうしたいのか、何といるのでしょうか、間の部分というのでしょうか、余白の部分というのでしょうか、そういうところで自分の思いにはせる時間が、今、ないので、子どもたちは、中学、高校、大学、仕事と行くのですけれども、自分の内面が活性化されないで、ただただ順番に年を重ねて、ただただ上に行くというだけでは、本当につらいといいますか、厳しいといいますか、どこかでつまづいたりすることがあるのではないかと、聞いていました。

その日の道徳のテーマは、「よいことと悪いことを判断しよう」ということで、学校での人権のテーマであったのですけれども、私は講師の方のお話と関連づけて聞いていて、大人や親は、子どものためによかれと思ってさまざまなことをするのですけれども、実は、子どもたちから何かを奪っていたり、何かをとめていたりなど、そういうことをしていないかと、我が身を顧みるつもりで考えました。

大人は、「忙しい忙しい」と、自分の時間を売り渡しているような感じなのですけれども、もしかすると子どもたちの時間まで、大人がコントロールをしているのではないかと、その場にいる方々も、おそらく一緒に振り返る時間にもなったのではないかと思います。

それからもう1つは、佐藤委員長がおっしゃった研修会に、私も参加させていただいたのですけれども、江崎玲於奈さんという方は、ノーベル受賞者で、もう89歳になられているのですが、とてもお元気で、出てこられた瞬間に、チャーミングで、ユーモアがあって、とてもパワフルという感じで、出てこられるだけで会場の人を引きつける雰囲気というものをもちで、とてもおもしろいお話をしていただきました。

江崎玲於奈さんは、長くアメリカに暮らしていたとのことで、お話しの途中で英語が入りまじっていたのですけれども、「What is my mission in life」ということを、「物理学を通して人生上で、私がつかんだことはこれです」ということで、お話しされていました。

そのお話しの中で私が印象に残ったことは、「自分は、ノーベル賞をとったのですけれども、生きてきて何をしていたのかということ、結局、自分の個性を最大限に発揮して生きてきた。それも、自分で自分の人生のシナリオを書いて、私はそのシナリオどおりに演じてきて、ただ、今ここにいるだけで、本当に充実した楽しい人生だった」ということをおっしゃっていました。将来というのは、ただ日にちがながって行って将来になるわけではなくて、将来は自分自身の手でつくり出せるということを実感として、お話しされていました。

私はこのことを、ぜひ皆さんとやっていきたいと思っています。

以上感想です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

私も幾つか感想を申し上げます。まず市教委訪問ですが、四小では、本年度、高学年で、質の高い授業と中学校へのスムーズな接続を目指して、教科担任制を導入していました。また、シラバスも作成していました。こちらについては、教員の体制が整っているということが条件の1つになると思いますけれども、先生方が子どもたちのために教科担任制に意欲的に取り組んでいただいているという印象を受けました。また、この新しい試みが、多くの先生にも触発を与えていて、学校全体により影響を与えていると感じました。

また、七小では、校内研究の研究主題、それから目指す児童像、また、子どもたちの伸ばしたい力を、先生方が非常に意識をしてくださっている授業が複数ありました。先生方のお力と、また、学校の可能性を感じてとてもうれしく思いました。

また、運動会ですが、天候にも恵まれて、小学校3校、それから中学校3校で実施され、今年度前半の運動会が、無事終わりました。全体を通じて、子どもたちの笑顔と頑張りが心に残る運動会と体育大会でした。それから、子どもたちと先生方がきびきびとした動きで、見ていてとても気持ちがよかったです。また、地域の方からも同様の声が多数聞かれました。

また、小学生の高学年、それから中学生になると勝負にかける顔つきがとても精悍で、見ごたえがありました。友達や先輩、後輩と、多くの声援が飛び交っていて、子どもたちがとても励まし上手で、励ます言葉をたくさん持っていることを感じて、とてもうれしく思いましたし、子どもたちの成長が感じられた行事でした。

また、道徳授業地区公開講座は、三小に行かせていただいて、「がん教育」という新しい視点で講演をお聞きしました。講演の後は、子どもたちからの質問にも直接答えていただく時間もあって、時間が足りなくなるほど、たくさんの手が上がっていました。講師の先生も、普段は大学で教えることが多いのですが、子どもたちの知的好奇心や意欲、それから積極性をとても賛嘆してくださって、「これからは楽しみですね」とおっしゃっていただきました。

教育指導支援課では、今年度の事業計画の大きな柱の1つとして、「命の教育の推進」ということを挙げています。今回は、「がん教育」ということでしたけれども、このような取り組みを継続、発展させていけたらという感想を持ちました。

先ほど、是松教育長からインクルーシブ教育システムの構築モデル事業のお話がありましたけれども、手を上げていただいて、本当にありがとうございました。いただいた資料の中にモデル事業に取り組む地域の一覧があります。東京都では、唯一、「国立市教育委員会」が載っています。一人一人の子どもたちに、さらに適切な配慮を提供していけるように、来月、予算を含めて細かい報告をいただくということですので、しっかり進めていけたらと思います。

いくつかお聞きしたいことがあります。関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会の定期総会の折、文科省の方から、学校教材と学校図書館の整備、それから理科教育設備の整備についてのお話がありました。そのことについて国立市の状況をお伺いしたいと思います。

学校教材の整備については、以前、平成25年度の教育費予算として、新学習指導要領等対応備品の事業として、500万円、こちらについては向こう3年間、各年度、500万円ずつ実施計画に計上されたと伺いました。是松教育長を初め、事務局の方々の努力があってこそその予算だと思います。その際、決して十分な予算ではないけれども、小学校に和楽器、それからICT機器、また図書室の環境整備ということでパソコンの配備を中心に使いたいというお話でした。

学校教材の整備については、平成24年度から10年間、地方財政措置が行われるということで、総額は8千億円、金額としてはかなり大きいと思います。どのような備品が必要か、まず整備計画を立てることが大切であるというお話もありました。

学校現場と教育委員会がすり合わせをしながら、計画を立てて、適切な予算を要求し、また市長部局に説明をし、計画的に進めていくことが大事だと思います。整備計画について、今、どのように進めているのか、また、その必要性も含めて伺えればと思います。

また、学校図書室に関しては、以前もお話ししましたが、蔵書数は、全11校が標準に達して

います。それから、きょういただいた資料の中に、関連するデータがあります。「学校図書館担当職員」については、国立市では、かなり前から全11校に配置しています。データでは、全国的な平均は、小学校が47.8%、中学校が48.2%という配置状況の中で、国立市では常時いらしていただいているということです。

それから、学校図書館に、児童・生徒が使用可能なコンピューターを整備しているかどうかのデータもあります。こちらは小学校が38.7%、中学校が35.5%にとどまっている中で、国立市としては、今回、児童・生徒も使用可能なパソコンを整備したということで、先生方からは、「国立市は、いろいろな面で進んでいてありがたい」というお声も聞きました。そうした中で、今後、学校図書室の整備について、大きな課題は何か、予算を伴うものは何かということをお伺いできればと思います。

それから、理科の教育設備の整備については、以前、具体的なことはこれから学校と調整をして購入を進めるということでした。現在の進捗状況、あるいはこれから必要になるものがあるのかどうかを含めて、その3点について、お話を伺いたいと思います。

それから、今月6月は、「ふれあい月間」ということで、各学校、取り組みを進めていただいていると思います。都教委では、いじめ防止強化月間ということで、アンケート等も含めた取り組みを推進していますので、国立市における取り組みについてもお聞きしたいと思います。

それから、最後に、先日新聞に、厚生労働省の研究班が調査をしたということで、中高生の2割以上が授業中に居眠りをしているという記事がありました。中学1年生では8.5%、中学3年では14%、高校生になると3割近くになるという記事でした。このところ国立市では、授業中に居眠りをしている生徒を見かけることはほとんどありません。

先月、城所委員からも、「勉強嫌いな子どもをつくらないように、授業を工夫していただきたい」という意見がありました。各学校で児童・生徒の様子を踏まえて授業を工夫していただいていると思いますけれども、そのあたりに関して何か、教育委員会から発信していただける情報がありましたらお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

では、渡辺教育指導支援課長、お願いします。

○【渡辺教育指導支援課長】 まず、地方財政措置を活用した教材等の整備計画についてですが、先ほど、佐藤委員長からもお話がありましたように、今年度から、実施計画上、500万円ということで、年度計画を立てております。

初年度については、先ほどお話があった和楽器や、それからICT機器、そして、その中で教材整備を行っているところです。こちらにつきましては、平成27年度に小学校、平成28年度に中学校の教科書も変わるということがありますので、教科指導で扱う教材、教具の内容が動くということも踏まえて、来年度の整備計画を、学校とともに、情報を収集しながら立てていこうと考えているところがあります。

2点目の学校図書室の整備状況については、今後の課題も含めてという話でしたが、まずは、学校図書員が全校に配置されている成果は、とてもよくあらわれております。今年度は、継続して4年程度同じ学校に勤めていた方々を、配置がえすることを意図的に行いました。このことによって、各学校の実態に応じた取り組みが、図書員の異動によって交流されて、新たに今までなかった視点で、図書員の方も整備を進めていく、あるいは児童・生徒の貸し出し活動を活性化していくアイデアがいろいろと進んでいるという声が届いているところです。

また、コンピューターを図書室専用で、2台設置し、システムを、今、入れているところですが、

こちらはICT支援員が担当校について、責任を持って入れているところであります。1学期中にシステム整備が終わる予定ですので、2学期以降、計画したとおり、児童・生徒の活用できる環境が整うと考えています。

今後の課題ですけれども、蔵書数は国の標準に達しているところではありますが、ある学校では、図書室の本はほとんど読み尽くしてしまったという声が、児童・生徒から上がっているという状況もこちらに報告をいただいていますので、購入していく図書の選定、それから置いてある本の質を上げていくということが大きな課題であると、今、図書員の研修会を通じて認識をしているところであります。

それから、東京都が実施をしていますけれども、読書活動を推進するという指針の指標の1つに、未読者率を下げていくということを、今、行っています。1カ月間に、授業以外で読書をしない子どもの数を減らしていくという取り組みなのですが、本市も調査によって一定の数字が出ていますので、都平均よりはかなり低い数字なのですが、こちらの数字を減らしていくということが、学校図書室の活性化と同時に、指標としてとらえて成果を上げていきたいと、考えていたところです。

それから、3点目は理科備品の整備状況で、本年度、小学校では各校80万円ずつ、中学校各校120万円ずつということで、大幅に学校の理科備品が整う状況を準備することができました。各学校の実態に照らして、それぞれの学校から挙げていただいた備品について、購入して活用できるように、今、進めているところであります。

大きなところでは、以上です。

あと、「ふれあい月間」に関しては、各学校の特徴的な取り組みといいたしましょうか、既に定例化している部分でもあるのですが、6月は、どこの学校も挨拶、それから校内における言葉遣いを大切にすることを重点的に、キャンペーンを行っています。挨拶は人を認める入り口であるということ、言葉には力があって、よくも悪くも人に与える影響が大きいということ、発達段階に応じて、それぞれの学校が指導の取り組みをしております。

また、中学校3校においては、生徒会が、特にいじめのない学校づくりをしようということで、主体的な取り組みをしています。

居眠りについてですが、こちらは現状として課題化しておりませんので、特に本課から学校に施策的に取り組んでいることはありませんが、子どもたちが主体的に課題意識を持って追究して、そして授業の後半には互いに学び合うというような学習過程の授業をすべての教員ができるように、授業力の向上を図るということに努めています。簡潔に申しますと、授業が楽しくて、知的好奇心をくすぐられ、学んで、みずから成長した実感がある授業が行われていれば、居眠りは起こらないと考えているところです。

以上です。

○【佐藤委員長】 ささまざまな報告をいただきました。ありがとうございました。

特に、学校教材の整備については、複数年度にわたる教材整備計画に準ずるものがあればいいと思いますし、地方財政措置ということで、実際の学校予算に使うためには、個別に予算計上することが必要になるということです。早いうちから、多くの方にご理解をいただく努力が必要になると思いますので、よろしく願います。

宮崎教育総務課長。

○【宮崎教育総務課長】 学校図書の充実については、国立市は数年ほど前から既に取り組んでおり

まして、年間、別枠で120万円という予算を、財政担当課と協議してつけております。中学校は3校、小学校は8校ありますので、中学校3校、小学校は4校と4校に分けて、3カ年で、120万円を学校図書の本整備に充てています。つまり、中学校3校の年には、各学校40万円ずつ、小学校4校の年には、30万円ずつという形です。

また、図書についても、学校側が必要な図書を選定して、購入に充てるというようなことです。

今後も引き続き、継続させていきますので、学校図書については、充実させていける状況にあると考えています。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

是松教育長。

○【是松教育長】 教材の関係で、補足をさせていただきます。

今、佐藤委員長からも地方財政措置ということのお話があったのですが、地方財政措置ということが、わかっているようでよくわからない内容ではないかと思えます。実は、具体的な補助金ではないのです。地方財政措置は、地方交付税の算定における各行政の必要需要枠に、必要な一定率の算式で、教材を整備する金額を入れることができるということで、一種、架空の財政措置ということになります。

ですから、地方財政においては、教材整備以外にもさまざまな必要な財政措置をとるのですけれども、そういうものをすべて国の基準に基づいて計算して、最低限、ある自治体はこれだけの財政需用額が必要である。財政需用額に対して、例えば、国立市ですと、国立市の歳入は、必要なところまでないので、その差額、不足額については、地方交付税で国がある程度補てんしてあげましょうということなのです。

ですから、具体的に、教材整備のために予算を国がつけたということではないのです。実際、地方交付税をもらえないところは、算定で計算されても、入ってこないのです。地方財政措置は、国は、さも「つけたつけた」という言い方をしますけれども、財政サイドからすると、どこにどうついているのかわからない。教材整備のみにその枠の予算がついているのでないから、国が、「つけてる」といっても、その教材整備の分として、地方財政措置されている予算をすべて教育委員会につけようということにはいかないというのが、財政サイドの論理です。いずれにしても、国としてはそういう財政措置をしているので、後は各自自治体で財政サイドと協議して、予算をつけてもらえというような内容なのです。国立市のように、財源が厳しい自治体は、なかなか難しいのが現状です。

そういう中でも、図書の整備計画自体は、以前から財政措置がされてましたので、前回、10年前の財政措置の段階から、先ほど宮崎教育総務課長が申し上げたような枠で、年間120万円を常につけてもらうということになっております。

その過去の10年計画が、ここで見直しされて、さらに10年先まで延びているので、引き続いて、120万円は、毎年確保していこうと思っています。

それから、過去もあったのですが、教材の整備計画については、ここで初めて10年計画が、地方財政措置の額としては、大きくなりました。以前は、それほど大きくなかったのですが、この10年間はかなり大きな額、年間1,000億円だったと思います。そこで、当面、実施計画の向こう3年については、500万円ずつということで要求しまして、500万円の予算をつけてもらったといういきさつがあります。できれば、3年以降も引き続いて確保していきたいと考えております。

それから、理科備品については、地方財政措置ではありません。地方の交付金措置で、安倍政権が

誕生して、急ぎょ、特別な補正予算を組みました。その中で、教育予算の補正予算として、理科教育の充実に力を入れるということで、平成24年度の補正予算の中で理科備品の交付金として制度がつくられました。単年度ですが、こちらは2分の1を国が補助するというものです。

ですから、先ほど渡辺教育支援課長が申しましたように、小学校で1校80万円、それから、中学校で1校120万円ということで財政に要求しまして、この金額でつけてもらいました。この2分の1が国から来るということです。ただし、先ほども申しましたが、単年度なので、来年度、こちらの交付金制度があるかはわかりません。

このような内容となっておりますので、補足説明をさせていただきました。

○【佐藤委員長】 よくわかりました。難しい中を事務局には努力をいただいて、感謝しています。今のお話を伺っていると、ある意味、教育委員会の熱意であり、市長部局への情報量や働きかけが問われているのではないかと思います。子どもたちのために、ぜひ、具体的に、目に見える形で整備が進むように努力をしていきたいと思えます。

ほかにございますか。

城所委員。

○【城所委員】 先ほど、本の未読書率の話があったのですけれども、具体的に、もし数字が出ていれば、数字を教えてくださいたいのと、居眠りの話なのですけれども、家庭教育などにもかかわってくるかもしれないのですが、学校の授業がわからないので聞かなくて、塾に行って、夜遅く帰ってきて、夜寝るのが遅くなって、昼間は学校で寝て、さらにわからなくなってしまうということもよく聞きますので、学校の授業がわかれば、夜遅くまで塾に行って、生活のサイクルを崩さなくても済むと思えますので、ご家庭ご家庭の考え方もあると思えますが、朝起きて、気持ちよく学校に行って、授業をして、部活などをして帰ってきて、夜ゆっくり家で過ごして、休んで、また次の日に学校に行くというサイクルが順調に流れるといいと思っているので、居眠りについては、子どもだけの問題ではなくて、さまざまに絡んでいるのだろうと、話しを伺っていて思いました。

では、未読者率について、もしわかれば教えてください。

○【佐藤委員長】 渡辺教育指導支援課長、お願いします。

○【渡辺教育指導支援課長】 こちらの数字は、各自治体の規模に応じて、抽出での調査結果ですので、対象とした学校の特性が加味されていますので、こちらの数字がすべてではないととらえていただきたいと思いますのですが、平成23年度の調査結果では、小学校においては約5%程度、都平均が7%、中学校においては20%程度、都平均では27%程度であったと思えます。

また、今年度も実施をいたしますので、お話ししましたように、対象校が変わったり、学年や、その年の子どもたちの傾向によっては、上下することがあるかと思えます。

以上です。

○【城所委員】 はい。ありがとうございます。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(2) その他報告事項1) 平成25年国立市議会第2回定例会について

○【佐藤委員長】 よろしければ、次に移ります。

その他報告事項1、平成25年国立市議会第2回定例会について。

林教育次長、お願いします。

○【林教育次長】 それでは、教育委員会に係る案件を中心に、平成25年国立市議会第2回定例会について、ご報告申し上げます。

本定例会は、平成25年6月3日から18日間の会期で開催されました。

初日の本会議では、公益財団法人国立文化スポーツ振興財団の経営状況についてを含む報告5件及び教育費を含む平成25年度一般会計補正予算案等市長提出議案9件と陳情1件などが提出され、一部の即決案件を除いて、各常任委員会にそれぞれ付託されました。

6月5日から10日までの4日間は、一般質問が行われました。21名の議員が一般質問を行いました。このうち、12名の議員から教育にかかわる質問がありました。

みらいのくにたち・望月議員より、市内都立高等学校の相互連携に関する進捗状況について、子どもたちの貧困問題に対する施策について、自民党・明政会・石塚議員より、市立小中学校統廃合について、自民党・明政会・東議員より、道徳教育について問う、学校施設整備について問う、日本共産党・長内議員より、図書館の民営化はやめるべきではないか、縄文土器、甲武鉄道水抜き門など、市内の資源を生かすことについて、民主党・稗田議員より、武道・ダンスの現状について、市内都立高校との相互連携について、こぶしの木・上村議員より、警察と学校との相互連絡制度は真に有効か、それよりも有効的な仕組みの導入こそ必要ではないか、公明党・中川議員より、発達しょうがい児に対する就学前から学齢期への移行支援について、生活者ネット・前田議員より、子宮頸がんワクチンに関して、ワクチンの有効性と安全性について、市及び教育委員会は現時点でどのように評価しているのか、子宮頸がんの予防効果と副反応のリスクに関して、中高生、保護者を初め、市民への情報提供の仕方は適切か、教育現場においては、ワクチンの説明と同時に性教育が行われるべきではないか、警察と学校との相互連絡制度の協定に関して、国立市情報公開及び個人情報保護審議会で2年前に「不可」とされた協定締結について、再度諮問する理由は何か、本協定の締結は児童・生徒本人の権利利益及び心の自由を不当に侵害するおそれがあるのではないか、財政改革審議会の最終答申に向けて、保育園、学校給食センター、図書館、公民館等「公共施設の民営化」を財政面のみで語ることの危険性について、日本共産党・尾張議員より、公立小中学校の保護者負担軽減策について、国立駅周辺まちづくりに関して、まちづくりアンケートで希望の多い駐輪場と図書館についてどう応えるのか、自民党・明政会・石井議員より、学童保育と小学校における大規模災害時避難協力体制の構築について、東京国体終了後における、東京国体キャラクター「ゆりーと」の活用について、生活者ネット・阿部議員より、子どもの貧困と就学援助について、公明党・小口議員より、体験水田について、以上の質問がありました。

6月12日に総務文教委員会が、13日に建設環境委員会が、14日に福祉保険委員会が開催され、本会議初日後に追加提出された議案2件を含め、本会議からの付託案件が審議されました。

教育委員会関係では、先月の教育委員会定例会で提出について議決をいただきました教育費補正予算案を含む平成25年度一般会計補正予算（第3号）案が総務文教委員会で審議されております。

6月20日に最終本会議が開催され、常任委員会後に追加提出された、中川喜美代議員を監査委員に選任することについて同意を求める人事案件を含め、市長提出議案はすべて原案可決または同意となりました。

以上が、平成25年国立市議会第2回定例会の報告でございます。

○【佐藤委員長】 市議会報告をいただきました。ご質問、ご感想などございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(2) その他報告事項2) 市教委名義使用について(2件)

○【佐藤委員長】 ないようでしたら、その他報告事項2、市教委名義使用についてに移ります。津田生涯学習課長、お願いします。

○【津田学習生涯課長】 では、お手元にあります平成25年度5月分、後援等名義使用承認一覧をごらんください。

今回は、2件ございます。

まず、中央大学主催の「第23回中央大学杯スポーツ大会」です。スポーツを通じて多摩地域の方と交流を深め、小・中学生の健全な育成に寄与することを目的に、バレーボール、バスケットボール、卓球、ソフトテニス、軟式野球、サッカーの6種目の競技大会を平成25年7月7日から、中央大学多摩キャンパスにて行います。参加費は無料ですが、事前申し込みが必要です。なお、昨年も同様に開催し、約2,500名の方が参加した旨の報告を受けております。

続きまして2番目、MOA美術館(公益財団法人岡田茂吉美術文化財団)主催の「MOA美術館国立児童作品展」です。子どもたちの創作活動を奨励することで、社会教育並びに情操教育の一端を担うことを目的に、小学生を対象とした絵画を公募し、平成25年11月9日、10日の2日間、くにたち市民芸術小ホールギャラリーにて展示します。参加費は無料ですが、事前申し込みが必要です。なお、昨年も同様に開催し、約200名の方が参加した旨の報告を受けております。

以上、2件につきまして教育委員会で審議をし、妥当と判断いたしましたので、こちらの名義使用については、承認をいたしました。

以上です。

○【佐藤委員長】 報告をいただきました。ご質問、ご意見などございますか。よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(2) その他報告事項3) 要望書について(5件)

○【佐藤委員長】 ないようでしたら、その他報告事項3、要望書についてに移ります。

宮崎教育総務課長、お願いします。

○【宮崎教育総務課長】 ご要望は5件です。お手元に配付しております順に、子どもたちが主権者の社会科教育を求める会より、「国家(権力)」でなく一歩でも児童生徒が主役の卒業式・入学式にする要望書、第29期国立市公民館運営審議会より、国立市公民館職員人事に関する要望書、新日本婦人の会国立支部より、「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定書」に関する要望書、〇〇〇〇〇〇〇の児童・生徒の保護者、〇〇様ほか6名の方より、「警察と学校との相互連絡制度に係る協定」締結についての要望書、〇〇〇〇の国立市公立小・中学校保護者の〇〇様ほか2名の方より、警察と学校との相互連絡制度の協定書締結の白紙撤回を求める要望書をいただいております。

以上です。

○【佐藤委員長】 報告をいただきました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

是松教育長。

○【是松教育長】 いくつかの要望に分かれているのですけれど、私からは、警察と学校との相互連絡制度に係る協定の締結を結ばないでほしいという要望の3件について、少し意見を申し上げたいと思います。

どの要望書にも共通して書かれていることは、子どもの非行、犯罪被害の防止、あるいは健全育成に関しては、本来、教育がみずから自前で解決すべきであって、警察との連絡協定あるいは連携を、むしろしないで、みずからの力で克服していくべきではないかというようなことが、いくつか書かれておりますが、実際、児童・生徒を自殺までに追いやるという悪質ないじめも起きております。

また、インターネット犯罪、あるいはその被害に子どもたちが巻き込まれる。それから、学校でのさまざまな校内暴力等も含めて、児童・生徒の犯罪の防止、健全育成の課題ということが、ある意味、現代においては、非常に困難化して深刻化しているという状況があります。

こうした中で、学校と関係機関がより連携して対応していくことが必要であるということが、社会的にも求められているのでございます。警察との連携協定については、文部科学省や東京都教育委員会もその必要性を認めて、推奨しております。

既に、全国的に、協定が各自自治体で結ばれているということでございます。東京都では、特別区23区のすべて、それから、26市では国分寺市と国立市を除く24市が、既に協定をしております。国分寺市も近々、協定予定であるという情報が入ってきておりますので、都内では国立市を除くすべての自治体が、警察との協定を行っているというところでございます。

ある意味このように、こちらの協定というのは、全国的にはスタンダードな取り組みとなっているところでありまして、平成25年1月24日に、文部科学省からの、いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携についてという初等中等局長の通知がございましたが、この中では、警察との連携強化を図るということについて、次のように通知されております。

「学校～教育委員会と警察との相互連絡の枠組みにかかわる協定等において、連絡対象事案として犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案を盛り込むことにより、連絡が一層円滑に行われるよう、当該協定等について必要な見直し等を行うこと」とあります。つまりどういうことかといいますと、いじめの対応として警察協定を活用する。当然ながら、警察との協定は結ばれているので、いじめ事案もしっかり入れ込むように、必要な見直しを行いなさいということで、警察との協定が、全国的にはスタンダードな取り組みであるかということがおわかりになると思いますし、このような状況がでございます。

既に、今般、法案が出されております「いじめ対策基本法案」においても、ますます、警察等を初めとする関係機関との連携強化を求めている法案内容となっております。このように、協定自体は必要な協定であるということ、あるいは、全国的にもスタンダードに結ばれている協定であり、それについての苦情やトラブルは、それほど私どもの耳には入ってきておりません。そういった意味でのご理解を、ぜひ賜りたいと思っております。

ただし、このように必要な協定でございますけれども、これらの要望書にあるように、運用、活用についての不安があるようでございますので、運用、活用に当たっては、あくまで児童・生徒の健全育成、あるいは教育的指導において取り扱うという視点で、児童・生徒のプライバシーの保護、それから不利益な取り扱いにならないような措置、こうしたことについて、細心の考慮や配慮のもとに運用していくことを心がけていきたいと思っております。

以上です。

○【佐藤委員長】 警察と学校との相互連絡制度の協定について、是松教育長からさまざまお話をいただきました。いかがでしょうか。

○【山口委員】 警察との協定に関して、今、是松教育長からお話を伺いました。

要望書も3つ出ていますし、議会でも質問があったようですけれども、とても不安感を持つ方も現実にはいらっしゃるということはしっかり受けとめなければいけないし、書かれているとおり、教育で対処するというのが第一義的であるのも間違いのないと思います。

ただし、今、現状としては、教育での対処を超える現象が実際に出てきているということ、私も感じるところです。最初の役割である教育現場において、子どもたちが、いじめる側もいじめられる側も、同じように被害者であると思うのですけれども、子どもたちが成長していく場の保証ということについては、できる限り努力をしていくし、超えてしまう可能性があるときに、協定を使いながら、子どもたちが成長していくような、それぞれその後のことまで、しっかりかかわりを持っていくということが、大前提であろうと思いますので、そこはしっかり見ていかなければいけないと思います。

協定書にも、このあたりの内容について、「児童・生徒、保護者に対して本制度の趣旨を説明し、十分な理解と協力のもと、制度を運用しなければならない」と、運用規程に書いてあるので、そのことをしっかりと実施をしていくということが前提かと思っています。

それから、一方では、警察ということに対する反応が、私自身もそういう部分があるのですけれども、そうではない状況、警察の存在も、ともに歩むという存在感を持っている部分はかなり出てきていると、個人的な感想としては、今、持っているのも、ともに人を育てていく、いい社会をつかっていくということの中で、ともに歩いていくところでは、お互いに連携していくことは十分可能であるという考え方を持っております。

以上です。

○【佐藤委員長】 感想をいただきました。ほかにいかがでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 警察との協定についての要望書の件ですが、ご不安がいろいろと出ていて、本人や保護者に知らされないということや、情報が正確なのだろうか、もし、偽りな情報がいったときはどうするのかなど、そういうことが、さまざま書かれています。

それから、警察に対しての不信といいますか、新聞に警察官が起こした事件などが載ったりしますので、不信だというムードは、もしかしたらあるのかもしれないですけれども、真摯にお仕事をなさっている方もいらっしゃることは確かですので、私自身も報道などで、何か色眼鏡で見るということは気をつけなくてはいけないなど、この制度を通して思ったことなのですが、最初にお話を伺ったとき、感覚的には、警察が教育の現場に入ってきてということには、確かに正直を言いまして、違和感を感じました。

しかし、何度も協議を重ねていくうちに、こちらの要望書にも書いてあるように、教育現場で対応できるのが、本当に最優先で、一番大事で、信頼関係でもとても大事なのですけれども、その教育を受ける機会に恵まれていなかった子どもや、教育が不能であった場合に起きたことなど、おそらく、さまざまなケースが、今、世の中で浮上してきているのではないかと思います。

警察と連携をして、そのことがその子にとって教育を受ける機会になることも、確かにあるのではないかなと思うようになってきました。この協定は、最終の場合の運用ということで、児童・生徒の健

全育成のためにだれもが好きに使っていい、だれかの主観で使うなどというものでは決してないというところをご理解いただくといいですか、使う側も仕方なく使うのであって、できれば、使わないのが一番いいと思いますので、警察の方も、子どもたちを育てるという1人の大人という視点で、子どもたちの教育にかかわると意識でかかわっていただきたいと思いますので、協定を結ぶとなると、そのようなお話し合いもきつとなさると思うので、必要なことが必要なだけされる協定であるというところを確認をして使っていければと思っています。

そして、子どもたちの行動が監視されたり、日常何かあるのではないかとということが、決してないことであってほしいと願っています。監視カメラなどもあちらこちら日本中にある感じで、視覚的にも、精神的にも、誰かに見られている感じという時代がなくなってほしいといいますが、本当に良心に基づいて、信頼関係の温かい中で子どもたちが育まれていくということを、私も最も願っていることなので、こちらの要望書の中で、ご不満やご心配が出てきているので、協定を結ぶときにきちんと確認をして、皆さんが理解いただいた中で使える協定にさせていただければと思っています。

それから、協定書の中に、「警察の情報管理」ということが明記されていないということも、私もどうなっているのかと思ったところです。学校は、子どもたちが卒業したら破棄をするということが明確になっているんですけども、そのあたりがどのようになっているのかと、いただいた要望書を読んで、少し思いました。

○【佐藤委員長】 質問で、よろしいでしょうか。

○【城所委員】 はい。

○【佐藤委員長】 では、三浦指導担当課長、お願いします。

○【三浦指導担当課長】 ここで申します警察とは、東京における警視庁に当たります。警視庁に関しては、東京都の機関でございまして、東京都の個人情報保護条例の中に位置づいておりますので、東京都の個人情報保護条例に従って情報は管理をしておりますし、また、中に取り扱いの要綱というのが定めてありますので、こちらに書かれているということは、その中でどのように取り扱われるかということで、警察の中のことでありますので、細かいところまでははかり知れますが、そのような要綱等を持ち合わせて、実際には運営されております。

以上です。

○【城所委員】 はい。ありがとうございます。

○【佐藤委員長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 警察というと、教育に警察が入ってくると、反感を持つといいますが、私たちの世代はそうでしたが、今の時代のさまざまな事例で、いじめが原因の自殺や凶悪犯罪などは、昔と違ってきていると思います。ですから、学校の対応だけではどうにもできないということが、実情であるということを受けての警察との協定だと思います。

それから、警察は人権にとっても敏感ですから、警察は情報を学校へ出さないで、警察だけでやっています。ですので、警察としても、できる事なら、かかわりたくないというのが、本音ではないかと思っています。

そういう中でも、今のこの現状は、犯罪が非常に凶悪化、悪質化していて、昔の教育、学校での対応というレベルでは守り切れない犯罪が、現状として出ているということです。

そして、現場である学校にしてみると、国立市以外の市でも同じことを抱えていて、警察との協力ということにきているのだと思いますので、これらの要望書を出しておられる方と、私も同じ不安を

持っていますが、やはり、今は、警察との相互連絡制度の協定をしていくということが、現実的なことだと私は思います。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

私も協定に関する要望書について、少し感想を話したいと思います。協定案について、個人情報保護の観点からも問題があるというお考えが、示されておりました。このことについては、個人情報保護の観点から、問題があるのかどうかを、今、国立市情報公開及び個人情報保護審議会に諮問をしております。そちらの判断を待っている段階だにご理解いただきたいと思います。

それから、学校と保護者がつくってきた信頼関係がどうなってしまうのかとの不安の声もありました。学校と児童・生徒及び学校と保護者の信頼関係を深め、構築していくことの必要性については、おっしゃるとおりだと思います。これからも、それぞれの立場で努力を重ねていくことが大切だと思いますし、協定は信頼関係という本来あるべき姿の上に成り立つものと理解していただきたいと思います。

それから、先日、いじめ防止対策推進法が可決成立したという報道がありました。手元にあるのは、ホームページから取り寄せた法案の段階のものですけれども、第12条、それから第17条に、重大な被害が及ぶおそれがあるときは、警察への通報が義務づけられておりますし、また、いじめ未然防止、早期発見。そして、適切な解決を図るために、警察等の関係機関と緊密に連携しつつ、必要な措置を講ずるといった文言もございます。

こうした社会状況の中に、今、学校があり、教育委員会もともに力を尽くしているということを理解していただきたいと思います。運用、活用については、さまざまご心配の声をいただいておりますので、学校、それから教育委員会は、運用、活用については、万全を期す、そのための努力を惜しまないということも申し上げておきたいと思います。

その上で、2つほどお伺いしたいのですけれども、現在の国立市情報公開及び個人情報保護審議会の審議状況で、進展があれば、お話しいただける範囲でお伝えいただきたいと思います。

それからもう1つは、5件目の要望書の中の最後に、「スクールソーシャルワーカーなど子どもの立場に立った専門職の配置等が急務ではないかと考えます」とあります。これについては、私も同感です。子どもたちの健全育成のために、例えば、今、協定が注目されてといいますか、関心が高まっているようで、協定が結ばれると、さまざまな問題の解決が一気にそちらに傾いていくのではないかとという危惧を抱いている方も多いと思います。しかし、健全育成のためには、重層的な取り組みが必要であると思います。

スクールソーシャルワーカーなどの活用、あるいは登用について、今、国立市教育委員会としてどのように考えているのか、また、今後進めていくのかということ、この場で確認したいと思います。よろしいでしょうか。

渡辺教育指導支援課長、お願いします。

○【渡辺教育指導支援課長】 まず、1点目の個人情報保護審議会の審議状況ということですが、6月18日に行われました本件に関する2回目の審議の場において、第1回目で前回の諮問内容との変更点、あるいはそれ以降、再諮問する理由ということを明確化するようというお話がありましたので、それに沿った資料を事務局で準備し、審議会委員の方々にご説明をさせていただきましたが、また、同じように何点かご質問をいただき、今、委員の皆様がお話されたようなことについて、第一義的に

は、教育の場で解決することが前提ですということをお話をさせていただいております。時間も限られていましたので、再審議ということで、次回に審議は継続されることになりました。その段階で指摘を受けたこともありますので、その点について、また、こちらからご連絡、情報を提供させていただきながら、3回目の審議を7月に迎えるということになったところです。

2点目のスクールソーシャルワーカーの活用ということですが、今、佐藤委員長のお話にもありましたように、いじめだけでなく、健全育成に当たっては、さまざまな方策を学校と教育委員会が連携して、また福祉の関係機関とも連携をして、今、とっているところです。その一施策に、今回の相互連絡制度の協定書の締結をしたいということです。

スクールソーシャルワーカーの配置についても、東京都が数年前から推進をしている事業であるということ、また、本市においても、平成25年度についての配置については、事務局内でも検討はした経過がございます。実際には、予算の問題等、それから、このスクールソーシャルワーカーは、とても特別な専門職でありますので、そういった方が地域にいらっしゃるかどうかということは、大きなポイントになります。今のところ、なかなか引き受けていただけるような方を見出せてないところではあります。

平成26年度に向けては、人材の確保ということも含め、また財政面での要望も出しながら、この重要な対策の1つになっていると考えていますので、積極的に検討していきたいと思っております。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。ぜひよろしく願います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 山口委員。

○【山口委員】 それでは、質問なのですが、公民館職員人事についての要望書が、公運審から出ているのですが、経緯について、少し説明をしていただけますでしょうか。前回の定例会でも、同じ話をしたような気はするのですが。

○【佐藤委員長】 宮崎教育総務課長。

○【宮崎教育総務課長】 前回出されました要望書は、公運審ではなくて、公民館を守る会からで、市民の方の集まりです。公運審については、教育委員会の附属機関でございまして、館長の諮問に応じ審議し、公民館事業について答申をするという機能を有しております。

公運審について、人事に関して明確にあることは、公民館長人事については、公運審の意見を聞いて、教育委員会の権限として、人事を行っていくということです。一般人事に関して、公運審としての考えを持ってますということについては、ご意見として、これまでもご要望をいただいております。このようなご意見をいただいた場合、全体人事を調整する人事部局の職員課へも情報提供しております。

今回は、正式に教育委員の方々によくごらんいただきたいので、このように教育委員会の場でお配りいただく要望書として取り扱っていただきたいという要望者側の意向がございましたので、本日、お配りをさせていただきました。

これまでも、いただいた要望書については、机上配付をしてごらんになっていただいているのですが、今回は、私どものほうで議案としてご紹介いただきたいということでありました。公運審が持つ本来の機能は、機能として当然あるのですが、公運審の方々がこのように人事に関する意見を持っていますということで、正式に受理したという次第です。

以上です。

○【佐藤委員長】 よろしいでしょうか。

○【山口委員】 はい。

○【佐藤委員長】 山口委員。

○【山口委員】 では、要望書がもう1つ出ておりますので、感想を述べたいと思います。

見出しだけ見ると、「”国家（権力）”ではなく一歩でも児童生徒が主役の卒業式・入学式にする要望書」と、まさにそのとおりですが、実際には、私は第七小学校の卒業式に出て、こちらにもコメントが出ていますけれど、全体として、いい卒業式だったと思います。私の名前も要望書に出ておりました、意識としては全くないのですが、卒業式は、子どもたちが主役で行っていくことは、当たり前ですし、現に、今、国立市の小学校では、そのような方向で行われているという認識があるので、いいのではないかという感想です。

それから、この要望書に出ていることは、どうしても個人のご意見の押しつけのようなものになってしまうので、実態として、子どもたちの心に沿ってるかどうかとは、別問題で、逆にも全く同じようなことが言えるのではないかと思いますので、このような要望があったということも含めて、それぞれの学校で、卒業式、入学式についても考えていったらいいのではないかとはいいます。

それから、もう1つですが、小学校の式典は、私はやはり厳粛さということがあって、その厳粛さを子どもたちが実際に体験をしてみる。そして、そのことから受ける自分自身の感覚で、まず、ベースとしてしっかり持ってほしいということ、私も教育の現場におりまして、とても感じております。私は、専門学校で違うのですけれども、最初にそのベースを持っていると、次に、自分たちが自分たちのやりたい式典は、どうしていったらいいのだろうかというイメージが沸いてくると思います。もちろん、戦前の式典は、全く別の話です。そのことを混同をしてしまうと、話が違ってくると思うのですけれども、そのことについては、ある意味、きちんと伝えていくことが必要であると思います。

以上、感想でございます。

○【佐藤委員長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 「”国家（権力）”でなく一歩でも児童生徒が主役の卒業式・入学式」という教条主義的な言い方が、現実を見ていない。

例えば、「一歩でも児童生徒が主役の卒業式・入学式」は、ずっとやっているではないですか。児童・生徒が主体的にやっているではないですか。そのことに対して、「国家権力ではなく」という決まりきった論法で批判するということは、相変わらず頭が固すぎます。

児童・生徒が主役の卒業式が行われていることに対して、国家権力による卒業式であると、どうして言えるのですか。教育の現場で頑張っている教員や保護者の方に対して、この言葉は侮辱だと思います。これが、私の感想です。

○【佐藤委員長】 私も、嵐山委員の感想と同じです。もし、主役という言葉を使うのであれば、児童・生徒が主役の卒業式・入学式が、立派に行われていると思います。

それから、もう一言添えるとすれば、学校長は教育のために使命を持って、学校行事としてふさわしい式典のあり方を考えていただいていると、私は考えています。

また、「闊達な議論」という言葉が要望書にありますけれども、私は、言葉の多い、少ないにかかわらず、教育委員は常に市民の要望を尊重する立場で、定例会に臨んでいるということを申し上げたいと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 こちらの要望書の中で、「言語活動の充実」や「自己肯定観」という言葉がたくさん出ていました。卒業式は、集大成の場面であると思うのですが、短く、決められた時間の中では、すべてはできないのです。

例えば、小学校6年間なら6年間の集大成のすべてをお見せすると、3日かかり、4日かかりになってしまうのだと思います。おそらく、ごく一部を紹介するというので、式典という形をとっているのではないかと考えています。

言語活動や自己肯定観がどこに行くのかと言いますと、見せる場で発表できることがいいことではなくて、子どもが生きていくために自分が肯定できて、豊かな人生を歩いていくための1つとして、言語活動ということを授業中に学んでしていくと、私はとらえていて、皆さんにお見せしたからできたということではないと思います。さまざまな場面で、子どもたちは表現をして豊かに成長しているのではないかと考えています。

この要望書には、40秒程度の呼びかけを入れたらいいのではないかと書いてあるのですが、単純計算で、40秒を70人で2,800秒、46分ほどになりまして、かなりの時間になってしまいます。式典としてはどうなのかという時間にもなってくると思います。それから校長先生の言葉で、「時間が目いっぱいなので」というように回答が書いてありますけれども、その前後のお答えはどうだったのかと思います。きっと前後の言葉があって、「時間が目いっぱい」という言葉が入ってらっしゃるのではないかとお見受けします。時間がいっぱいだから短いのではなくて、いろいろなことがあって、「時間が目いっぱい」という言葉が入られての回答であると思います。

それから、今回の要望書に限らず、今までも同じだったと思うのですが、要望される方の価値観で、物の見方、あり方、生き方などを見ていくと、そのようにしか見えないということが、おそらく、日常、さまざまところで落とし穴になっているのではないかと考えています。ほかの人から見たら、全く別な世界が展開されているという、パラレルワールドのようなことが、日常ではないかと考えてます。

客観的ということは、すべての個人の価値観などをすべて抜きとった上で、その物事を見たらどのように見えるかというところが、私は客観的な立場だと思っています。

どの小学校に行かせていただいても、自分の子どもの卒業式に出させていただいても、先生方が子どもたちにとっても愛情を込めて、最後、式をして、子どもたちを送り出すということがされています。来られる保護者の方も、「とてもよかった」と、子どもたちと一緒に卒業していきます。ある見方でご意見をされることは、私も、今回、心外だと思いました。

こちらの文書の中で、ほかの市のことですが、処分をされたりなど、さまざまなことが書かれてあって、そのような問題がまだ終わらないということもありますが、そのようなことはあってほしくないといいますが、戦前に戻ることには危惧されている方は、さまざまな方がいるのだと思いますけれども、そのようにならない世の中であるということを、私は本当に願っています。

以上です。

○【佐藤委員長】 保護者としてのご感想、ご意見をいただきました。

是松教育長。

○【是松教育長】 まず、この方の卒業式の見方は、この方のとても主観的な部分が多いと思います。そのことはそれでいいと思いますが、一面的であると思います。たまたまごらんになった卒業式から、

すべての学校において同じではないかという類推がされているようなところもあります。

例えば、2の1で、「『呼び掛けの言葉』の機会を設けると良いのではないかとありますが、やってないのではないかと思ってもいるようですけれども、たまたまごらんになられた学校でやっていなかったかもしれませんが、おそらく、ほかの学校では子どもたちが壇上に登るときに、「僕たちの今後の夢は、こういう夢です」ということをしっかりスピーチして、壇上に登るといふことの式をやっている学校もございます。

それから、子どもたちの卒業作品、共同制作作品を式場にかけてたり、さまざまな工夫をそれぞれの学校でやっております。各学校の考え方であり、たまたまごらんになった学校で、呼びかけの言語活動や、あるいは作品の展示が、卒業式でやられてないからといって、ほかの場面でやれてないかといえますと、先ほど城所委員がおっしゃったように、別の場面ではしっかりやられているのですから、この方は、非常に一面的なとらえ方をしているとしか思えません。

それから、2の4では、私と山口委員について、「無人の“日の丸”旗への不気味な敬礼」とありますけれども、儀式として行われているのでございますし、国旗というものに対するプロトコル、いわゆる儀礼というものがあるのです。

当然ながら、敬礼をして、頭を下げて壇上へ上るといふことは、プロトコルです。儀礼なのです。これからグローバルな子どもたちを育てていく上で、海外でのさまざまな国旗に対するプロトコルと申しますか、儀礼について、しっかりした見本は見せなくてはいけないのです。その意味で敬礼をしておりますが、どこをもって「不気味」というのか、「不気味」という言葉自体が、個人の感情、主観にすぎないと思います。敬礼自体をやめてと言うならばわかりますけれども、「不気味な」といふことは、何ををもって言っているのかわかりませんが、非常に主観的な言い方でありまして、このような言い方で要望書を出してくるということについては、少し要望者の良識を疑うところがあります。

それから、要望の要旨の最後に、こう書かれております。「6月の国立市教育委員会定例会では、『2の4』に関係深い山口直樹委員と是松教育長はもとより、全委員が闊達な議論をして頂きたい。闊達な議論なき場合は、今後、「陳情」として再提出することも考えてます」を何か、自分の個人的な、主観的な意見についての議論を無理やり教育委員会に持ち込んでさせようという意図が見えるのですけれども、そういった意味では、各委員も内心、この要望書について、逆に議論をしないでおこうかというような気持にもなったのではないかと思います。

ただし、各委員がそれぞれ議論されましたので、最後は、私1人だけでも議論しないでおこうかとも思ったのですけれど、くしくも、要望者の要望どおりに、全委員が闊達な議論をしてしまいました。今後、要望者については、しっかり良識のある要望書を出していただいて、少しでもその要望の内容が、今後の国立市の教育、あるいは日本全国の子どものための教育内容に期する内容の要望を、ぜひ挙げてきていただきたいと言っつけ加えて、意見といたしたいと思っております。

○【佐藤委員長】 さまご感想をいただきました。ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 なければ、秘密会以外の審議案件はすべて終了しました。

ここで、次回の教育委員会の日程を決めておきます。どのようになりますか。

林教育次長。

○【林教育次長】 次回、7月の教育委員会でございますが、7月23日火曜日、午後2時から、会場

は教育委員室としたいと思います。

○【佐藤委員長】 それでは、次回の教育委員会は、7月23日火曜日、午後2時から、会場は教育委員室といたします。

傍聴の皆様、雨の中をお疲れ様でした。ありがとうございました。

午後3時30分閉会